

過疎地域持続的発展計画（過疎計画）に基づく主要事業の実施について

1 過疎計画事業の推進方針

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年度～令和12年度時限）が施行され、本市は引き続き過疎地域に指定されました。

しかし、今回の法制定の過程から、この法の失効後に市全域が過疎地域の指定を受けることは困難であると想定されます。こうしたことを念頭に、効果的な財政支援である過疎対策事業債が活用できるこの10年間で、市民の暮らしに密着した、「子ども」、「衛生」、「医療」、「防災」などに係る社会資本整備について着実、計画的に事業を進め、健全財政を維持していくことが必要です。

施設整備にあたっては、次の視点を考慮して進めていきます。

● 公共施設等総合管理計画に基づく視点

建築年数や劣化状況とあわせて、真に必要な公共サービスを持続可能なものにするため、公共施設等の適切な規模やあり方等を見直し、財政負担の軽減・平準化を図る。

● 事業効果の視点

各事業内容を踏まえて、各事業の質の向上につなげるとともに、効率的に事業化を進める。

● 財政運営の視点

中長期的な視点に立って、限られた財源を必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、持続可能な財政運営を確立する。

● 利用者の視点

各施設の利用者の利便性を考慮し現在地での建替えを基本とし、安全・安心な施設整備に努める。

2 主な事業（施設整備）

向こう 10 年間で主に施設整備を進めていこうとする事業は次の 7 項目です。対象となる施設等の個別の計画や整備方針等については，それぞれ調査・研究を行い，実施計画等において事業費を示しながら計画的に事業を進めていきます。

- (1) 学校給食共同調理場整備事業
新たな学校給食共同調理場の整備
- (2) 小中学校老朽化対策事業
老朽化が著しい小中学校の設備更新，長寿命化改修，建替え等
- (3) 保育所改修等事業
老朽化が著しい保育所の設備更新，長寿命化改修，建替え等
- (4) 一般廃棄物処理施設整備事業
三次環境クリーンセンターの長寿命化改修等
- (5) 一般廃棄物最終処分場整備事業
下荒瀬最終処分場に代わる新たな処分場整備
- (6) 病院整備（施設更新）事業
市立三次中央病院の建替え，医療機器等更新
- (7) その他，道路・橋梁，消防・防災関連事業

3 主な事業（施設整備）の実施予定

	事業名等	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
(1)	学校給食共同調理場整備事業	→										
(2)	小中学校老朽化対策事業		●	→								
(3)	保育所改修等事業		●	→								
(4)	一般廃棄物処理施設整備事業									●	→	
(5)	一般廃棄物最終処分場整備事業		●	→								
(6)	病院整備（施設更新）事業		●	→								
(7)	道路・橋梁整備 消防・防災関連事業	●	→									

4 小中学校老朽化対策事業について

(1) 学校施設の老朽化状況

各学校施設の構造躯体については、平成26年度までに耐震化対策を終えていますので、安全性は保たれています。

構造躯体以外の老朽化状況については、昨年度、教育委員会において専門知識を有する民間事業者による現地調査を行いました。屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に4段階（A～D）で評価したものです。

【健全度の算定】

健全度は、各学校施設の5つの部位について劣化状況を4段階（A～D）で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下図のように定め、③健全度を算定します。算定は文部科学省の示す方法を参考としており、②部位のコスト配分は「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表により設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位コスト配分

1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

（「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例）

	評価	⇒	評価点	×	配分	=	
1 屋根・屋上	C	⇒	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	⇒	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	⇒	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	⇒	100	×	8	=	800
5 機械設備	C	⇒	40	×	7.3	=	292
						計	3,148
						÷	60
						健全度	52

【健全度のとらえ方の目安（参考）】

健全度	状態の目安
81～100点	概ね良好
61～80点	部分的に劣化
41～60点	広範囲に劣化（一部に安全上・機能上不具合発生の兆し）
21～40点	広範囲に劣化（安全上・機能上不具合発生の兆し，対応する必要あり）
0～20点	早急に対応する必要あり

【劣化状況評価一覧】

本表は、前述の方法に基づいて整理した学校施設の劣化状況評価の一覧です。児童・生徒が多く時間を過ごす校舎（複数ある場合は主要な面積を占める校舎）の健全度の数値が小さい順に並べ替えています。なお、健全度数値については定期点検の結果等に応じて見直しが行われます。

各 学 校 施 設 の 中 で 主 要 な 面 積 を 占 め る 校 舎	A : 概ね良好	C : 広範囲に劣化
	B : 部分的に劣化	D : 早急に対応する必要がある

(基準：令和3年)

順位	施設名	建物種別	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	構造躯体耐震安全性			構造躯体以外劣化状況評価					健全度
							基準	診断	補強	屋根・外壁	仕内上部	設電備	設機備	機械	
1	三次小学校	校舎	RC	4	4,207	43	旧	済	済	C	D	D	C	D	17
	三次小学校	体育館	S	1	981	35	新	-		B	C	B	B	B	65
2	十日市小学校	校舎	RC	4	5,595	42	旧	済	済	A	D	D	C	D	22
	十日市小学校	体育館	S	2	1,198	37	新	-		B	C	B	B	B	65
3	吉舎小学校	校舎1	RC	2	2,525	46	旧	済	済	C	C	D	C	D	25
	吉舎小学校	校舎2	RC	2	500	47	旧	済	済	A	D	D	C	D	22
	吉舎小学校	体育館	RC	2	740	46	旧	済	済	A	D	D	C	D	22
4	三次中学校	校舎1	RC	4	3,309	37	新	-		C	D	C	C	C	31
	三次中学校	校舎2	RC	4	536	38	新	-		B	D	C	C	C	34
	三次中学校	体育館	S	2	994	46	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
5	布野中学校	校舎	RC	2	1,082	50	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
	布野中学校	体育館	RC	1	981	22	新	-		A	B	B	B	B	77
5	三良坂中学校	校舎1	RC	2	711	43	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
	三良坂中学校	校舎2	RC	2	732	42	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
	三良坂中学校	校舎3	RC	2	811	42	旧	済	済	B	C	B	C	B	60
	三良坂中学校	体育館	RC	1	335	7	新	-		A	A	A	A	A	100
5	三和小学校	校舎1	RC	2	1,387	49	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
	三和小学校	校舎2	RC	2	1,277	49	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
	三和小学校	体育館	S	1	655	48	旧	済	済	C	D	C	C	D	28
6	十日市中学校	校舎1	RC	3	2,283	48	旧	済	済	A	C	C	D	D	37
	十日市中学校	校舎2	RC	3	1,321	48	旧	済	済	A	C	C	D	D	37
	十日市中学校	校舎3	RC	2	721	38	新	-		B	C	B	B	B	65
7	八次小学校	校舎1	RC	4	3,573	41	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
	八次小学校	校舎2	RC	4	363	39	新	-		B	B	B	B	B	75
	八次小学校	校舎3	RC	4	881	25	新	-		B	B	B	B	B	75
	八次小学校	校舎4	RC	3	1,032	20	新	-		A	B	B	A	A	84
	八次小学校	体育館	RC	1	981	36	新	-		C	B	B	B	B	72
8	布野小学校	校舎	RC	2	1,783	43	旧	済	済	A	C	C	C	D	41
	布野小学校	体育館	S	2	1,209	45	旧	済	済	B	C	C	C	D	39
9	吉舎中学校	校舎	RC	3	2,606	41	旧	済	-	A	C	C	C	C	45
	吉舎中学校	体育館	RC	1	939	25	新	-		A	A	B	B	B	84

● 「構造」の記号について

「RC」…鉄筋コンクリート造 (RC造)

「S」…鉄骨造 (S造)

「W」…木造 (W造)

順位	施設名	建物種別	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	構造躯体耐震安全性			構造躯体以外劣化状況評価					健全度
							基準	診断	補強	屋根・ 屋上	外壁	仕内 上部	設電 備気	設機 備械	
10	小童小学校	校舎	RC	2	1,341	34	新	-		A	B	C	B	B	64
	小童小学校	体育館	S	2	734	34	新	-		C	B	B	B	B	72
11	君田中学校	校舎	RC	3	2,316	32	新	-		B	C	B	B	B	65
	君田中学校	体育館	S	2	785	47	旧	済	済	B	C	C	C	D	39
12	酒河小学校	校舎1	RC	3	1,535	45	旧	済	済	C	B	A	C	D	69
	酒河小学校	校舎2	RC	3	1,302	8	新	-		A	A	A	A	A	100
	酒河小学校	体育館	S	1	540	45	旧	済	-	C	C	C	C	C	40
13	甲奴中学校	校舎1	RC	2	1,506	43	旧	済	済	A	A	B	C	D	72
	甲奴中学校	校舎2	RC	2	635	15	新	-		A	A	A	A	A	100
14	作木中学校	校舎	RC	3	2,117	33	新	-		B	B	B	B	B	75
	作木中学校	体育館	RC	1	1,021	33	新	-		B	B	B	B	B	75
14	神杉小学校	校舎	RC	3	1,855	30	新	-		B	B	B	B	B	75
	神杉小学校	体育館	RC	1	637	18	新	-		A	A	A	A	A	100
14	田幸小学校	校舎	RC	3	2,019	33	新	-		B	B	B	B	B	75
	田幸小学校	体育館	RC	1	598	22	新	-		A	A	B	B	B	84
14	和田小学校	校舎	RC	3	2,005	32	新	-		B	B	B	B	B	75
	和田小学校	体育館	S	1	561	27	新	-		B	B	B	B	B	75
14	川地小学校	校舎	RC	3	1,839	29	新	-		B	B	B	B	B	75
	川地小学校	体育館	RC	1	573	21	新	-		A	A	A	A	A	100
14	君田小学校	校舎	RC	2	2,216	34	新	-		B	B	B	B	B	75
	君田小学校	体育館	RC	2	1,096	18	新	-		D	B	A	A	A	85
14	八幡小学校	校舎	RC	2	1,325	30	新	-		B	B	B	B	B	75
	八幡小学校	体育館	RC	1	801	29	新	-		A	B	B	B	B	77
15	八次中学校	校舎	RC	4	3,361	33	新	-		A	B	B	B	B	77
	八次中学校	体育館	RC	1	875	32	新	-		B	B	B	B	B	75
15	河内小学校	校舎	RC	3	1,627	31	新	-		A	B	B	B	B	77
	河内小学校	体育館	RC	1	573	19	新	-		B	A	A	A	A	98
15	粟屋小学校	校舎	RC	3	1,706	39	旧	済	-	A	B	B	B	B	77
	粟屋小学校	体育館	S	2	685	39	新	-		B	C	B	B	B	65
15	清河小学校	校舎	RC	2	1,319	26	新	-		A	B	B	B	B	77
	清河小学校	体育館	S	1	561	31	新	-		A	B	B	B	B	77
15	川西小学校	校舎	RC	3	1,822	28	新	-		A	B	B	B	B	77
	川西小学校	体育館	S	1	561	30	新	-		B	B	B	B	B	75
16	作木小学校	校舎	W	2	1,828	22	新	-		C	A	B	B	B	79
	作木小学校	体育館	RC	1	1,147	19	新	-		B	B	A	A	A	91
16	川地中学校	校舎	RC	2	1,927	34	新	-		C	A	B	B	B	79
	川地中学校	体育館	S	1	772	44	旧	済	済	C	C	C	C	D	36
17	甲奴小学校	校舎1	RC	2	1,000	47	旧	済	済	A	A	A	C	D	81
	甲奴小学校	校舎2	RC	2	942	47	旧	済	済	A	A	A	C	A	92
	甲奴小学校	体育館	S	1	797	25	新	-		B	A	B	B	B	82
18	塩町中学校	校舎	RC	2	4,087	14	新	-		B	B	A	A	A	91
	塩町中学校	体育館	RC	2	1,369	14	新	-		A	B	A	A	A	93
19	三和中学校	校舎	RC	3	2,115	40	旧	済	済	A	A	A	B	B	94
	三和中学校	体育館	RC	1	804	32	新	-		A	C	B	B	B	67
20	みらさか小学校	校舎	RC	3	2,154	7	新	-		A	A	A	A	A	100
	みらさか小学校	体育館	RC	1	264	7	新	-		A	A	A	A	A	100

(2) 学校施設の改修・建替えの進め方

学校施設の改修・建替えについては、次の点を考慮し進めるとともに、整備を行う学校については個別に実施計画等を示します。

ア 改修・建替え等の優先順位は、原則として、築年数や建物の劣化状況等に基づき決定します。一つの学校で築年数が異なる複数の建物がある場合は、学校施設全体として総合的に判断します。

ただし、緊急性の高い工事や安全確保に関わる工事は最優先で実施し、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保します。

イ 学校施設建替えの際は、単に老朽化対策にとどまらず、学校施設の機能改善、学校規模適正化の視点からも検討し、効率性や事業効果を総合的に考え進めていきます。

ウ 財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、事業が特定の年度に集中することがないように平準化を図ります。

エ 財源については、補助金等の特定財源を最大限活用できるよう配慮します。

(3) 改修・建替えの基本単位

学校施設の多くは増築を繰り返し現在に至っており、一つの学校でも築年数の異なる棟で構成されています。各棟の築年数や老朽化の状況、敷地形状や校舎・体育館の配置、学校運営上の事情、財政状況などを勘案し、学校ごとに最も適切な単位で効率的な改修・建替えの計画を立てることとします。

また、本市では小学校と中学校の児童・生徒の学びや育ちを、義務教育9年間を一つの期間として捉え、平成23年度から小中一貫教育を進めています。この取組をより一層進めていくためには、学校のあり方も大きな要素の一つであると考えられます。施設一体型での小中一貫教育校（義務教育学校）の設置は、小学校と中学校の「縦のつながり」を創るための有効な手段の一つであることから、同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については、小中一貫教育校（義務教育学校）設置の可能性についても柔軟に検討していきます。

5 保育所改修等事業について

(1) 公立保育所が果たすべき役割

- ・ 市全体の保育の質の向上，幼保小連携における指導的・中核的な役割
- ・ 障害や発達上の課題を有する子どもや家庭支援が必要な世帯の子どもなど，私立保育施設での受入れが困難な子どもの保育の受け皿としての役割
- ・ 地域の子育て支援や関係機関の連携促進を図る役割
- ・ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

(2) 保育所施設の対応方針

市内公立保育所については，旧耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月着工以前の建物）の建物で耐震性のないものは，補強工事及び建替えを行っているため，すべての施設で耐震性能を満たしていますが，建築経過年数が 30 年以上の施設が 10 施設あり老朽化が進行しています。

令和 3 年 3 月に策定した「三次市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」の方向性を基本とし，入所児童数，建築経過年次及び施設の劣化状況等をもとに，令和 3 年度から令和 7 年度の間に対応方針については次のとおりとします。

	対応方針	施設数	保育所名
ア	あり方検討	6 施設	東光，粟屋，和田，十日市， 愛光，吉舎
イ	現状維持	13 施設	河内，川地，田幸，布野，みわ 川西，敷地，三良坂，君田， さくぎ，こうぬ，酒屋，神杉

※八幡保育所，安田保育所は休所中。

(3) 施設整備（更新）の基本的な考え方

「三次市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」を踏まえ、公立保育所の施設整備（更新）の基本的な考え方を次のとおりとします。

- 今後概ね 30 年程度，十分な児童数が見込まれる場合は，現在地での建替えを基本として施設整備を行います。
- 各保育所の入所児童数が，「第 2 期三次市立保育所規模適正化基本方針」の規模適正化の基準を下回る場合は，休所・廃所を検討します。

(4) 令和 4 年度以降の施設整備（予定）

前述の点を考慮し，公立保育所の中で建築年次が最も古く，施設・設備の老朽化が著しい「東光保育所」について，令和 4 年度から現在地での建替えに着手します。

また，「粟屋保育所」，「和田保育所」，「十日市保育所」，「愛光保育所」，「吉舎保育所」の 5 施設については，令和 7 年度までの間に順次「あり方検討」を行います。

施設のあり方及び施設整備については，原則，建築年次が古い順に検討を行いますが，入所児童数の推移や財政状況等を総合的に勘案して行うため，着手順位を変更する場合があります。